十一　表彰に関すること。
十二　警察教養に関すること。
十三　職員の福利厚生に関すること。
十四　犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関すること。
十五　前各号に掲げるもののほか、他の部課の所掌に属しない事務に関すること。
（会計課及び会計監査官）
第百五十四条　会計課及び会計監査官の所掌事務については、それぞれ、第百三十八条及び第百三十九条の規定を準用する。
［条を加える。］
（広域調整課）
第百五十五条　広域調整課においては、次に掲げる事務のうち、主として数県の地域に関係のあるものについての調整に関する事務をつかさどる。
一　犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。
二　地域警察その他の警らに関すること。
三　犯罪の予防に関すること。
四　保安警察に関すること。
五　刑事警察に関すること。
六　暴力団対策に関すること。
七　薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
八　組織犯罪の取締りに関すること。
九　犯罪による収益の移転防止に関すること。
十　交通警察に関すること。
十一　警備警察に関すること。
十二　警衛に関すること。
十三　警護に関すること。
十四　警備実施に関すること。
２　広域調整課においては、前項に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。
一　犯罪鑑識に関すること。
二　国際捜査共助に関すること。
三　法第七十一条第一項の緊急事態及び法第五条第四項第四号に規定する事案に対処するための計画及びその実施に関すること。
［条を加える。］
（高速道路管理官及び災害対策官）
第百五十六条　高速道路管理官及び災害対策官の所掌事務については、それぞれ、第百四十二条及び第百四十三条の規定を準用する。
［条を加える。］
（四国警察支局情報通信部の分課）
第百五十七条　四国警察支局情報通信部に、次の三課を置く。
通信庶務・施設課
機動通信課
情報技術解析課
［条を加える。］
（通信庶務・施設課）
第百五十八条　通信庶務・施設課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
一　通信関係業務の企画及び調整に関すること。
二　通信用機材の整備計画の企画に関すること。
三　通信の統制に関すること。
［条を加える。］